

令和8年度の国民健康保険税を改正します

国民健康保険（国保）は、平成30年度から県が財政の運営主体となり、「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」に基づき、令和9年度の県内保険税水準の統一を目標としており、町でも、毎年増加を続ける医療費に対し、現行の保険税率のまま運営し続けると赤字財政となってしまうことから、健全な国民健康保険事業の財政運営を持続するため、県が示した令和8年度標準保険税率（右表参照）を参考に令和8年度の税率などの改正を行います。

国民健康保険制度は国民皆保険の最後の砦であり、この改正は、持続可能な社会保障制度の確立を図るために行われます。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

	所得割（％）	均等割（円）	18歳以上 均等割額（円）
医療保険分	8.11	49,305	—
後期支援分	2.83	17,074	—
介護保険分	2.48	17,565	—
子ども・子育て分	0.3	1,802	134
合計	13.72	85,746	134

【参考】令和8年度標準保険税率

【改正の内容】

令和8年度から、下表のとおり税率などが変更となります。

現行（令和7年度まで）

改正後（令和8年度から）

	所得割（％）	均等割（円）
医療保険分	7.4	38,000
後期支援分	2.7	16,000
介護保険分	2.0	13,000
合計	12.1	67,000



	所得割（％）	均等割（円）	18歳以上 均等割額（円）
医療保険分	8.45	45,700	—
後期支援分	2.93	16,700	—
介護保険分	2.38	15,500	—
子ども・子育て分	0.29	1,765	139
合計	14.05	79,556	139

（※）子ども・子育て分の内容については、裏面を参照ください。

国民健康保険税の納付は、便利・確実な口座振替で

町では、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に基づき、「伊奈町国民健康保険税の普通徴収に係る納付方法に関する要綱」を定め、国民健康保険税の期限内納付を促進するため、原則として、口座振替による納付をお願いしています（年金徴収の世帯を除く）。現在、納付書等で国保税を納めている方は、便利で確実な口座振替への切替えにご協力をお願いします。

【申込方法】

1. 口座振替依頼書による申込

【必要なもの】

- ① 口座振替を希望する口座の通帳
- ② 口座の届出印
- ③ 国民健康保険税納入通知書

【取扱金融機関】

- ・ 埼玉りそな銀行・三菱UFJ銀行・東和銀行・みずほ銀行
- ・ 三井住友銀行・武蔵野銀行・りそな銀行・埼玉縣信用金庫
- ・ 中央労働金庫・さいたま農業協同組合・ゆうちょ銀行

2. キャッシュカードによる申込（ペイジー口座振替受付サービス）

専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで口座登録が完了する簡単・便利なサービスです。

【取扱金融機関】

- ・ 埼玉りそな銀行・武蔵野銀行・埼玉縣信用金庫
- ・ さいたま農業協同組合・ゆうちょ銀行

町税のお支払いについて、
詳しくはこちらを



子ども・子育て支援金制度について

近年、少子化・人口減少の進行が加速化していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。

すべての世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

このことから、令和8年4月分からの国民健康保険税につきましては、現行の医療保険分、後期支援分及び介護保険分とあわせて、「子ども・子育て分」を徴収いたします。

子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q1：子ども・子育て支援金が充てられる事業は

A1：児童手当の拡充、育児時短就業給付、育児期間中の国民年金保険料免除
妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付、こども誰でも通園制度

Q2：子ども・子育て支援金に係る保険税率は

A2：所得割率：0.29% 均等割額：1,765円（※1）18歳以上均等割額：139円（※2）

※1:18歳に達する日以後最初の3月31日以前である者（高校生世代）については、均等割額が全額軽減されます。

※2:高校世代の均等割額を全額軽減した分につきましては、18歳に達する日以後最初の3月31日以後である者（高校世代以上）が負担します。

Q3：なぜ独身や高齢者も支払うの

A3：こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度はすべての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方などすべての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

Q4：収入が少なくても支払う必要があるの

A4：支援金は所得に応じて負担していただきますが、医療保険分等と同様に低所得の方に対する保険税軽減措置を設けています。

また、18歳に達する日以後最初の3月31日以前である者（高校生世代）については、均等割額が全額軽減されます。

こども家庭庁ホームページ

「子ども・子育て支援金制度について」

詳しくはこちらを

